

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 5 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗内の店舗面積の合計を同法第 3 条第 1 項の基準面積（以下「基準面積」という。）以下とする旨届出があった。

平成 19 年 5 月 11 日

盛岡地方振興局長 宮 館 壽 喜

- 1 届出者の氏名又は名称 北日本ハウス株式会社
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地 ジョイス国分店 岩手郡滝沢村滝沢字穴口 172 番地 1
- 3 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計 2,140 平方メートル
- 4 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計 0 平方メートル
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が基準面積以下となる日 平成 18 年 3 月 31 日
- 6 変更する理由 閉店したため